特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	国民年金に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天草市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

熊本県　天草市長

公表日

令和8年9月29日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、市内に居住する20歳以上60歳未満の方を被保険者として管理し、国民年金に係る事務を、年金事務所と協力して行う。住民票の異動に伴う資格の取得・喪失や、免除の申請に係る事務を行う。具体的には ①転入・転出などの住民票異動に伴う被保険者資格の取得・喪失・異動 ②20歳到達による資格の取得・60歳到達による資格喪失 ③年金事務所へ被保険者の異動を報告 ④年金事務所へ被保険者と世帯員の所得情報を送付 ⑤免除申請を、世帯状況や所得の状況等に応じて受付。 ⑥年金受給に伴う裁定請求の受付。
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
(1)国民年金情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項　別表第46の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部国保年金課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　〒863－8631熊本県天草市東浜町8番1号 TEL0969－23－1111　mail：hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部国保年金課　〒863－8631熊本県天草市東浜町8番1号 TEL0969－24－8854　mail:hokennenkin@city.amakusa.lg.jp

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	天草市特定個人情報等取扱規程に基づき作成している「特定個人情報等の取扱いに関する事務マニュアル」により、特定個人情報の取得やデータ入力、保管方法等に関する主な留意点を明確化している。 　また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・入力作業を行う場合には、のぞき見や書類の紛失等の情報漏えい等、申請書等に記載された情報の誤入力等に十分注意する。 ・個人番号が記載された書類及び電磁的記録媒体は、取扱区域内の施錠可能なキャビネットに保管する。 ・書類及び電磁的記録媒体については、保存期間の経過等により、保存の必要がなくなったときに、個人番号をできるだけ速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄する。 　これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	[　　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	天草市特定個人情報等取扱規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、万が一、情報漏えい等の事案が発生した場合の対応について職員への周知徹底を行っている。 ・入力作業を行う場合には、のぞき見や書類の紛失等の情報漏えい等、申請書等に記載された情報の誤入力等に十分注意する。 ・個人番号が記載された書類及び電磁的記録媒体は、取扱区域内の施錠可能なキャビネットに保管する。 ・書類及び電磁的記録媒体については、保存期間の経過等により、保存の必要がなくなったときに、個人番号をできるだけ速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月29日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1．国民年金システム	1．国民年金システム 2．MICJET番号連携サーバ 3．中間サーバ	事後	一部変更
平成27年7月29日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	一部変更
平成27年7月29日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第二第48，50，86，107，117の項	事後	一部変更
平成27年7月29日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長　井上茂博	国保年金課長	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1．国民年金システム 2．MICJET番号連携サーバ 3．中間サーバ	1．Acrocity国民年金 2．MICJET番号連携サーバ 3．中間サーバ	事後	
平成29年7月25日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長	国保年金課長　永田 秀延	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人員 いつ時点の計数か	平成26年11月30日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年7月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年11月30日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年7月25日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第48，50，86，107，117の項		事後	一部変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月31日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長　永田 秀延	課長	事後	一部変更
平成30年8月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人員 いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人員 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策		項目追加	事後	
令和1年7月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人員 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年7月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年7月1日	Ⅳリスク対策		項目追加	事後	
令和2年7月7日	Ⅰ　関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	TEL　0969-23-1111	TEL　0969-24-8802	事後	
令和2年7月7日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年7月7日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和3年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和4年11月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年11月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和1年4月1日　時点	事後	
令和6年3月21日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年3月21日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年11月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年11月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年11月20日	Ⅳリスク対策 8　人手を介させる作業		追加項目	事後	様式改正による変更
令和6年11月20日	Ⅳリスク対策 11　最も優先度が高いと考えられる対策		追加項目	事後	様式改正による変更
令和6年11月20日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表第一第31の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表第46の項	事後	
令和6年11月20日	Ⅰ関連情報 9.規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式改正による変更
令和8年9月1日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	TEL0969－24－8802	TEL0969－24－8854	事後	
令和8年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和6年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	時点修正